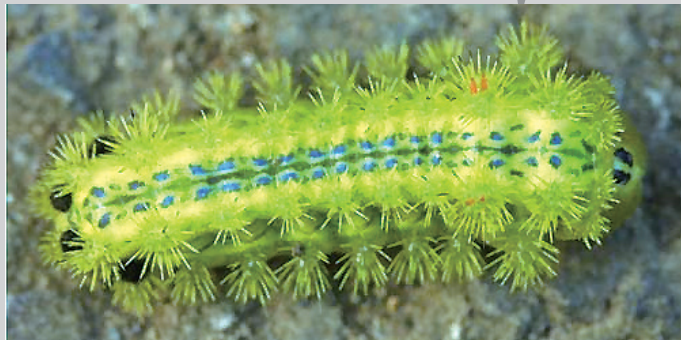


ヒロヘリアオイラガに注意!



ヒロヘリアオイラガ（広縁青毒棘蛾）が本町でも大発生しています。

この幼虫はたくさんの枝分かれした刺毛で武装しています。刺毛は注射針のように中空になっていて、触れると毒液が出ます。刃物で切られたような激痛があり、小さな赤い発疹が出来ます。見かけはあざやかな緑色で綺麗ですが、素手では絶対に触れてはいけません。

刺されたら、毒棘をガムテープなどで抜いて抗ヒスタミン剤で消毒、ひどい場合は皮膚科などへ行くことをおすすめします。

児童扶養手当が父子家庭にも支給されます

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉のために支給される児童扶養手当につきましては、今まで母子家庭のみが対象でしたが、平成 22 年 8 月分より、父子家庭も対象となりました。

1. 手当を受けられることができる方

手当を受けられることができる方は、次の条件に当てはまる 18 歳の年度末までの間にある児童を監護している父又は母、親に変わってその児童を養育している方です。

なお、児童が、中度以上の障害を有する場合は、20 歳未満まで手当が受けられます。

- ①父母が離婚した児童
- ②父(母)が死亡した児童
- ③父(母)が重度の障害にある児童
- ④父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑤父(母)から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ⑥父(母)が引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ⑦母の婚姻によらないで生まれた児童

2. 手当の額

手当の額については、所得額や扶養人数により決められています。

- 児童 1 人 : 月額 41,720 円～ 9,850 円
児童 2 人目 : 月額 5,000 円加算
児童 3 人目以降 : 1 人につき月額 3,000 円加算

3. 手当の支払月

手当の支給月は年 3 回となっています。

- 4 月 (12 月分から 3 月分)
- 8 月 (4 月分から 7 月分)
- 12 月 (8 月分から 11 月分)

4. 申請に必要な書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。

- ・戸籍謄本
- ・住民票謄本
- ・所得証明書 (1 月 1 日に錦江町に住所のない方)
- ・預金通帳

その他、状況により、提出書類が必要となります。

5. 父子家庭の方の申請手続きについて

7 月 31 日までに支給対象となっている方は 11 月 30 日までに申請されれば、8 月分から支給されます。

11 月 30 日を過ぎますと、申請日の翌月からの支給となりますので、ご注意ください。

役場では対象の方の把握ができませんので、該当と思われる方は、必ずご連絡ください。

【お問い合わせ先】 保健福祉課福祉チーム TEL 22-3042 (直通)
住民生活課民生チーム TEL 25-2511 (内線 554)